

新潟県監査委員訓令第2号

新潟県監査委員事務局

新潟県監査委員事務局事務決裁規程（平成18年3月新潟県監査委員訓令第4号）の一部を次のように改正し、令和5年4月1日から実施する。

令和5年3月28日

新潟県代表監査委員 八木 浩 幸

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（事務局長の専決事項）</p> <p><b>第3条</b> 事務局長（以下「局長」という。）の専決事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) 局長の休暇、地方公務員の育児休業等に関する法律の部分休業、<u>修学部分休業、高齢者部分休業</u>及び職務専念義務の免除（以下「休暇等」という。）並びに次長の5日以上<del>の</del>休暇等（職員の勤務時間及び休暇等に関する規則（平成7年新潟県人事委員会規則第8－55号）第15条第1項第13号に掲げる場合における休暇（以下「夏季休暇」という。）を除き、研修及び兼職の場合にあっては、4日以内のものを含む。）の承認等を行うこと。</p> <p>(11)～(15) (略)</p>	<p>（事務局長の専決事項）</p> <p><b>第3条</b> 事務局長（以下「局長」という。）の専決事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) 局長の休暇、地方公務員の育児休業等に関する法律の部分休業、修学部分休業及び職務専念義務の免除（以下「休暇等」という。）並びに次長の5日以上<del>の</del>休暇等（職員の勤務時間及び休暇等に関する規則（平成7年新潟県人事委員会規則第8－55号）第15条第1項第13号に掲げる場合における休暇（以下「夏季休暇」という。）を除き、研修及び兼職の場合にあっては、4日以内のものを含む。）の承認等を行うこと。</p> <p>(11)～(15) (略)</p>